

区立学校等における新型コロナウイルス感染症患者発生時の休校対応の変更について

文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」が本年8月6日に改定され、「学校で感染者が発生した場合でも、臨時休業は濃厚接触者の特定や検査実施に必要な日数等で足り、現在は1～3日の臨時休業後の学校再開が一般的」と示されました。

PCR検査の普及に伴い、区における発生事例でも、濃厚接触者の特定や検査結果判明までの期間は概ね3日以内であることから、今後、新型コロナウイルス感染症の患者が区立学校等（区立小・中学校・幼稚園・あいキッズ）で発生した場合の休校期間をこれまでの1週間から以下の通りとします。

○患者（児童生徒・教職員等）が感染可能期間に学校等に来ていた場合の休校期間について

原則として、患者発生を確認した日の翌日から**3日間休校**することとします。3日以内に学校等における濃厚接触者の検査結果が確認できない場合や、休校期間中に新たな患者が生じた場合には、休校期間を延長します。

なお、患者が給食調理員の場合には、児童・生徒との接触がないため、休校はしませんが、原則として3日間給食を中止し、午前授業とします。

※ 患者が感染可能期間に学校等に来ていない場合については、学校で感染が広がる恐れがないことから、従来通り、休校の措置は行いません。

○ 休校期間イメージ これはあくまでも例です

10月5日 (月)	10月6日 (火)	10月7日 (水)	10月8日 (木)	10月9日 (金)
	感染 確認 日		休校期間	
				➔

○板橋区立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

板橋区立幼稚園・小中学校における手洗いや咳エチケット等の感染症予防対策に関する基本的な考え方をまとめた「板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドライン」(新型コロナウイルス感染症)と新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の対応を公開しました。

下記の区公式ホームページからご確認をお願いします。

< (区公式ホームページ) :

板橋区立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応について>

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/gakko/1026102.html>

担当課 教育委員会事務局学務課学校運営保健係

電話 03-3579-2616